

24 労働者の権利である。これが抑止は法律のよくする所ではないが、取小限的に特
別立法による防止は必要とする。これは産業救済法以上の緊急の要である。

実行方法

- 一、本部は本案の成文を作成し最近の常同議会に提出すべし。
- 二、産業宣傳は新聞紙に本件を趣旨をとり入れ大衆に徹底せしめて判定
を促すべし。

労働組合法制定要求の件

第九号案

中央銀行委員会提出

主 文

本大金は第五十七議會に対し別項の労働組合法の制定を要求す。

理 由

労働階級の解放は労働者の団結の威力によつてのみ達成し得られる。この意
味に於て改革は労働組合法の制定によつて労働階級の団結力を増進せしめ、斗
争の基をたらしめんとす。
急進せる資本の攻勢を前にして労働者の生活救済のためによりやむを得ずの

実行方法

中央銀行委員会提出

労働組合法案 (日本大衆党労働組合連絡委員会案) 三行多花

第一條 本法ニ於テ労働組合ト称スルハ労働生活ノ條件ノ維持改善ヲ他労働

者共ニ利益ヲ増進スルヲ目的トスル労働者ノ団体又ハ組合ヲ指ス

第二條 本法ノ適用ヲ受ケントスル労働組合ノ代表者又ハ設立者ハ組合規約ヲ

採ルニ至タル事務所を在地ノ地方長官ニ提出シル事ヲ要ス組合規約ハ表裏

アリタルトキ亦同ジ

職金団体タル労働組合ニテアリテハ前項ノ外ニテ組織スル団体ノ名称ヲ届
出シル事ヲ要ス其ノ要領アリタルトキ亦同ジ

第三條 労働組合法規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一、名称、二、目的、三、主たる事務所、四、組合費ノ算入ノ規定、五、組合員ノ加